

競争入札参加資格申請について

第1 資格要件

1 基本的資格要件

令和4年度において厚真町が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加する者は、政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

契約の種類ごとの参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約（塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。以下同じ。）に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

(ア) 令和4年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和4年4月1日前である場合は、令和4年4月1日）の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、完成工事高を有していること。

イ 工事の請負契約は、別表1の定めるところにより、その種類及び契約金額（工事予定価格）に応じ、AからCまでの等級（以下「資格等級」という。）に区分する。その資格等級に応じた参加資格要件として、アの要件を満たすものについて、客観的審査事項（平成6年建設省告示第1461号に定める項目）及び主観的審査事項（工事施行成績）について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付を行うものとする。

ウ 工事の特殊性、地域性、その他の事情を考慮し、別表1に定める発注標準額による資格等級により難しい場合、その他特に必要がある場合は、当該等級の上位2等級から直近下位の等級までを含めることができる。

(2) 物件の製造（印刷に係るものを除く。）の請負契約

物件の製造（印刷に係るものを除く。）の請負契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が10人以上であること。

(3) 印刷物の製造又は物品の購入に係る契約

印刷物の製造又は物品の購入に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(4) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 土木施設物の設計又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計又は技術資料作成に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(6) 地質調査に係る契約

地質調査に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業

を営んでいること。

イ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

エ 地質調査業登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号。昭和52年10月1日施行)による登録を受けたものであること。

(7) 測量に係る契約

測量に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(8) 林産物の売払い、林産加工製品の売払い又は林産物製品生産に係る契約

林産物の売払い、林産加工製品の売払い又は林産物製品生産に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 林産物の売払い(立木又は素材の売払いに限る。)又は林産物製品生産(運材に係るものを除く。)に係るものについては、北海道木材業者製材業者合板及び単板業者登録条例(昭和30年北海道条例第60号)による木材業者、製材業者又は合板及び単板業者の登録を受けていること。

イ 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(9) 造林に係る契約

造林に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高が有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(10) 清掃に係る契約

清掃に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(11) 保守・管理に係る契約

機器・装置保守又は施設管理に係る契約に係る競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を満たしているものでなければならない。

ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

第2 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

(1) (2)に掲げる者以外のものについては、令和4年2月1日から同年2月28日までとする。

(2) 共同企業体は、当該共同企業体が結成されたときとする。

2 申請の方法

資格審査の申請は、町の指定する申請書類を総務課財政グループに提出することにより行わなければならない。

第3 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和4年4月1日前である場合は、令和4年4月1日）から令和5年3月31日までとする。ただし、共同企業体にあつては、この限りでない。

第4 資格の喪失

競争入札に参加する資格を有する者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を喪失するものとする。

1 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

3 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱の第2条第8号の暴力団等と認められたとき。

4 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱別表の各措置要件に該当すると認められたとき。

第5 その他

資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力

団員と密接な関係を有する事業者をいう。) である場合は、町が実施する入札等に参加することができない。

別表1 資格等級表

(単位：万円)

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	6,000 以上	9,000 以上	2,000 以上	1,000 以上
B	1,000 以上 6,000 未満	2,000 以上 9,000 未満	500 以上 2,000 未満	1,000 未満
C	1,000 未満	2,000 未満	500 未満	

(注) 工事の種類については、建設業法別表で定めている建設工事の種類によらず、別表2の4種目により格付を行うものとする。

別表2 工事の種類

番号	種 別	左の種別に対応する建設業法による 許可業種	内 容
1	土木工事	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 しゅんせつ工事 水道施設工事 鋼構造物工事 舗装工事 造園工事 さく井工事	
2	建築工事	建築一式工事 大工工事 左官工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 防水工事 内装仕上工事 建具工事 清掃施設工事 屋根工事 板金工事 ガラス工事 鉄筋工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事	
3	電気工事	電気工事 消防施設工事 電気通信工事	
4	管工事	管工事 水道施設工事 機械器具設置工事	